

## 長岡京市学校教育研究事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における学校教育の振興と充実を図るため、学校教育に関する研究調査事業に対して、学校教育研究事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、学校教育に関する調査又は研究を行う市立小・中学校の教諭等で構成するグループ（以下「研究部門」という。）をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象とする経費は、学校教育に関する研究調査事業を実施するために必要な講師等謝礼、研究調査旅費、消耗品費、印刷製本費、及び会場借上費等とし、補助金の額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市学校教育研究事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市学校教育研究事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (3) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、事業実施計画の変更等により補助金を受ける必要がなくなった場合において、申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第7条 第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画を変更するときは、市長に届けなければならない。

(事業終了報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときから10日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、長岡京市学校教育研究事業補助金事業終了報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業収支決算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による終了報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市学校教育研究事業補助金確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市学校教育研究事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市学校教育研究事業補助金概算交付請求書（様式第10号）に第5条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助金を超えたときは、長岡京市学校教育研究事業補助金返還命令通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に対して、その差額を返還させなければならない。

(延滞金)

第13条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助金の交付に係る関係書類を整備し、常にその状態を把握しておかなければならない。

2 補助事業者は、毎年度末から起算して5年を経過する日まで関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

2 長岡京市学校教育研究・実践推進事業実施要綱（平成元年4月1日）は廃止する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

研究部門

代表者



長岡京市学校教育研究事業補助金交付申請書

年度長岡京市学校教育研究事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市学校教育研究事業交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり当該補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類 事業実施計画書(様式第2号)  
事業収支予算書(様式第3号)

事業実施計画書

1 事業の名称	研究事業
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業の実施時期	
5 事業の実施場所	

様式第3号（第4条関係）

事業収支予算書

（単位：円）

収入

科目	本年度予算額	前年度決算額	説明
市補助金			
計			

支出

科目	本年度予算額	前年度決算額	説明
計			

以上のとおり相違ありません。

研究部門  
代表者  
様

長岡京市長印

長岡京市学校教育研究事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありましたみだしの補助金について、長岡京市学校教育研究事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 事業名 研究事業
- 2 補助見込額
- 3 補助条件
  - (1) この補助金は、長岡京市学校教育研究事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
  - (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
  - (3) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市学校教育研究事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

研究部門

代表者



長岡京市学校教育研究事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けたみだしの補助金についての補助事業を終了したので、長岡京市学校教育研究事業補助金要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 終了年月日 年 月 日
- 2 添付資料 事業実績報告書（様式第6号）  
事業収支決算書（様式第7号）



様式第6号（第8条関係）

事業実績報告書

1 事業の名称	研究事業
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業の実施時期	
5 事業の実施場所	

様式第7号（第8条関係）

事業収支決算書

（単位：円）

収入

科目	本年度予算額	本年度決算額	説明
市補助金			
計			

支出

科目	本年度予算額	本年度決算額	説明
計			

以上のとおり相違ありません。

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

研究部門  
代表者  
様

長岡京市長 印

長岡京市学校教育研究事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定した長岡京市学校教育研究事業補助金  
について、長岡京市学校教育研究事業補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり  
補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 事業実施名 研究事業
- 2 交付確定額 金 円

年 月 日

長岡京市長 様

研究部門

代表者



長岡京市学校教育研究事業補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知があったみだしの補助金について、長岡京市学校教育研究事業補助金交付要綱第10条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 実施事業名 研究事業

2 請求内訳

交 付 確 定 額	請 求 金 額
円	円

3 添付書類

補助金確定通知書の写し

年 月 日

長岡京市長 様

研究部門

代表者



長岡京市学校教育研究事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定があったみだしの補助金について、長岡京市学校教育研究事業補助金交付要綱第11条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 実施事業名 研究事業

2 請求内訳

交 付 決 定 額	請 求 金 額
円	円

3 概算請求を必要とする理由

4 添付書類

補助金交付決定通知書の写し

